



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1029 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1030 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1031 " (")
- 1032 " (")
- 1033 " (")
- 1034 " (")
- 1035 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 1036 和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等 (資源管理課)
- 1037 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1038 " (")

○ 人事委員会告示

- *12 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程
- 13 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)

○ 諸報

捨得物件公告 (和歌山県和歌山東警察署)

告 示

和歌山県告示第1029号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年10月3日まで縦覧に供する。

平成18年8月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年8月3日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山コミュニティ情報研究所
- 3 代表者の氏名
鈴木裕範

4 主たる事務所の所在地

和歌山市南田辺丁30番地

5 その他の事務所の所在地

和歌山市加太字大崎14番地115

6 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県全域の活性化を図るために、大学・地域社会・企業の三者の資源、人的ネットを結び付けた研究所である。共同研究を進め活性化の理論モデルを提示して、実際の現場に踏み込み、地域住民とともに、プロジェクトを効果的に推進する。既存のシンクタンク、大学の研究機関とは色合いを異にした、フットワークを武器にした実行力ある研究所を目指す。大学と社会の連携を図り、和歌山の新しい姿を書籍出版などで全国に情報発信、更にコミュニティビジネスのふ化器の役割も果たし、地域社会に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1030号

和歌山県田辺市芳養町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年8月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成15年5月1日から平成18年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市芳養町の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市芳養町の一部地区

5 認証年月日

平成18年8月7日

和歌山県告示第1031号

和歌山県新宮市熊野川町上長井・西・東・大山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年8月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県新宮市

- 2 調査を行った時期
平成16年4月26日から平成18年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町上長井・西・東・大山の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町上長井・西・東・大山の各一部地区
- 5 認証年月日
平成18年8月7日

和歌山県告示第1032号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成18年8月18日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月30日から平成18年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年8月7日

和歌山県告示第1033号

和歌山県田辺市中芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成18年8月18日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月30日から平成18年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年8月7日

和歌山県告示第1034号

和歌山県御坊市野口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成18年8月18日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成16年5月6日から平成18年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市野口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市野口の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年8月7日

和歌山県告示第1035号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。
平成18年8月18日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施の目的
家きんサルモネラ感染症(病原体がサルモネラ・プロラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。)の発生予防のため
- 2 実施する区域
有田郡有田川町
- 3 実施の対象とする家畜の種類及び範囲
鶏(種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最少100羽)
- 4 実施の期間
平成18年9月1日から平成18年11月30日まで
- 5 検査の方法
血清反応(平板急速凝集反応)

和歌山県告示第1036号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。
平成18年8月18日
和歌山県知事 木村良樹

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業の時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
和特区 第214号	田辺市目良地 先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日から 4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から 314° - 58' 60mの点 イ 基点第196号から 31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から 3° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から 330° - 33' 170mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日から 30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第215号	田辺市目良地 先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日から 4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤先端に設置した標識 ア 基点第197号から 116° - 03' 152mの点 イ 基点第197号から 173° - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から 155° - 03' 234mの点 エ 基点第197号から 125° - 33' 274mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日から 30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第216号	田辺市江川地 先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日から 4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川)漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から 245° - 42' 544mの点 イ 基点第379号から 251° - 02' 565mの点 ウ 基点第379号から 262° - 19' 406mの点 エ 基点第379号から 255° - 46' 377mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日から 30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第217号	田辺市江川地 先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日から 4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川)漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から 79° - 09' 500mの点 イ 基点第379号から 78° - 07' 319mの点 ウ 基点第379号から 68° - 57' 326mの点 エ 基点第379号から 73° - 30' 505mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日から 30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第218号	田辺市戎地先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日から 4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川)漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から 96° - 42' 1, 286mの点 イ 基点第379号から 97° - 50' 1, 240mの点 ウ 基点第379号から 92° - 31' 1, 185mの点 エ 基点第379号から 91° - 37' 1, 233mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日から 30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業の時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
和特区 第219号	田辺市新庄地 先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日か ら4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設 置した標識 ア 基点第207号から 41° - 18'、 761mの点 イ 基点第207号から 40° - 56'、 791mの点 ウ 基点第207号から 44° - 31'、 801mの点 エ 基点第207号から 45° - 02'、 771mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	田辺市新庄町 たきない町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第220号	田辺市新庄地 先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日か ら4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア 基点第213号から 333° - 45'、 237mの点 イ 基点第213号から 327° - 00'、 215mの点 ウ 基点第213号から 320° - 51'、 258mの点 エ 基点第213号から 326° - 51'、 277mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	田辺市新庄町 たきない町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第221号	東牟婁郡串本 町橋杭地先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日か ら4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第274号 東牟婁郡串本町、大木崎理立地護岸北東端に 設置した標識 ア 基点第274号から 58° - 14'、 294mの点 イ 基点第274号から 67° - 47'、 301mの点 ウ 基点第274号から 80° - 09'、 158mの点 エ 基点第274号から 61° - 54'、 144mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	東牟婁郡 串本町鬮野川	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第222号	東牟婁郡串本 町須江地先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日か ら4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江影ノ浦通称オヤボシに設 置した標識 ア 基点第288号から 305° - 46'、 40mの点 イ 基点第288号から 345° - 45'、 82mの点 ウ 基点第288号から 18° - 43'、 75mの点 エ 基点第288号から 29° - 18'、 20mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	東牟婁郡 串本町須江	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第223号	東牟婁郡串本 町古座地先	第1種 区画漁業	ヒロメ養殖 業	10月1日か ら4月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第380号 東牟婁郡串本町古座、動鳴気漁港基点に設置 した標識 ア 基点第380号から 157° - 42'、 257mの点 イ 基点第380号から 162° - 06'、 279mの点 ウ 基点第380号から 172° - 49'、 243mの点 エ 基点第380号から 168° - 47'、 220mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	東牟婁郡 串本町古座、 中湊、上野山	免許の日から 平成20年8 月31日まで

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業の時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
和特区 第405号	田辺市目良地 先	第1種 区画漁業	ヒオウギ垂 下式養殖業	1月1日から 12月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から 116° - 53' 97mの点 イ 基点第197号から 123° - 41' 87mの点 ウ 基点第197号から 131° - 42' 105mの点 エ 基点第197号から 125° - 14' 114mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第406号	田辺市新庄地 先	第1種 区画漁業	ヒオウギ垂 下式養殖業	1月1日から 12月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から 170° - 03' 173mの点 イ 基点第207号から 174° - 09' 200mの点 ウ 基点第207号から 191° - 34' 178mの点 エ 基点第207号から 189° - 48' 148mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	田辺市新庄町 たきない町	免許の日から 平成20年8 月31日まで
和特区 第606号	田辺市目良地 先	第1種 区画漁業	カキ垂 下式 養殖業	1月1日から 12月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から 125° - 14' 114mの点 イ 基点第197号から 131° - 43' 105mの点 ウ 基点第197号から 137° - 12' 125mの点 エ 基点第197号から 131° - 08' 133mの点	なし	告示の日から 3ヶ月以内	告示の日か ら30日間	田辺市芳養町 目良、元町、 天神崎、明洋、 上の山、古尾、 江川、上屋敷 町、片町	免許の日から 平成20年8 月31日まで

和歌山県告示第1037号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、平成18年8月7日付けで次のとおり指定した。

平成18年8月18日

和歌山県知事 木村良樹

名称	延長	幅員	所在地 起点
			所在地 終点
元町新庄線	261m	18m	田辺市南新町11番地
			田辺市湊字地下1023番4
区画道路-1	14.4m	4m	田辺市南新町32番4地先
			田辺市南新町36番地先
区画道路-2	37m	4m	田辺市湊字地下1113番2
			田辺市湊字地下1112番3
区画道路-3	39m	5.5m	田辺市湊字地下1071番3地先
			田辺市湊字地下1122番1地先

和歌山県告示第1038号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月18日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 所 住 氏 名	指定 年月日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
2897	有田郡有田川町大字庄字御霊33番44、33番46	有田郡有田川町庄32番地 宮井稔雄	平成18.8.9	6.00	16.18

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年8月18日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭 人

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「社会教育主事補の職」を「社会教育主事補の職、文化財専門員の職」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第13号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成18年8月18日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭 人

第2項の表社会教育主事補の職の項の次に次のように加える。

文化財専門員の職	文化財保護に関する知識・技術を有する者
----------	---------------------

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年8月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成18年度調達番号00133221号

(2) 購入物品の名称及び数量

油回収装置 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成19年1月31日（水）

(5) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「消防防災用品」に登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成18年8月18日（金）から平成18年8月24日（木）

までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の(1)と同じ。
- (2) 期間
3の(2)と同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室
 - イ 入札日時
平成18年8月31日(木)午前10時35分から
 - ウ 開札場所
アと同じ。
 - エ 開札日時
イと同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、平成18年8月31日午前10時までに総務部総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の締結における議会の議決の要否
否

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年8月18日

和歌山県和歌山東警察署長 矢野 倍生

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金195,000円	平成 18年7月11日	JR紀勢本線特急列車内